

令和4年3月定例会

総務建設委員会記録

令和4年3月15日(火)

午前10時00分

全員協議会室

付託案件 議案第1号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第3号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
議案第4号 有田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第5号 有田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第7号 有田市犯罪被害者等支援条例
議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第23号 工事請負契約について
議案第24号 工事請負契約について
令和3年
請願第2号 インボイス導入に伴うシルバー人材センターへの支援に関する請願書
請願第1号 所得税法56条の廃止を求める請願書

出席者

委員 上山寿示委員長 浜口元司委員
福永広次委員 生駒三雄委員
堀川 明委員 岡田行弘委員

中谷桂三議長

小西敬民副委員長(欠席)

経営管理部 嶋田博之部長 大松満至理事
喜多俊充参事 山本芳規経営企画課長
上田敏寛防災安全課長 御前一晃総務課長
吉野清誠まちづくり係長 上田サユリ防災安全係長
田中裕一管財係長 伊藤めぐみ人事係長
上村泰広総務係長

市民福祉部 宮崎三穂子部長 桃井克博健康課長

経済建設部	河野孝司部長 中尾一之産業振興課長 脇村哲弘建設課長 中尾幸平都市整備係長	鈴木順一理事 大浦秀和有田みかん課長 泉 泰朗都市整備課長 嘉藤峰征公共建築係長
-------	--	---

出 納 室 森川直子会計管理者

消 防 本 部	嶋田富司消防長 尾藤海男樹総務課長 狗巻和樹警防課主幹	鎌田利宏消防本部次長 武田一之警防課長 宮井庸次企画係長
---------	-----------------------------------	------------------------------------

市 立 病 院	神保佳紀事務長	石井絹代庶務課長
---------	---------	----------

議会事務局	田中 聡局長 大谷真也書記	福永康一次長
-------	------------------	--------

開 会

○上山委員長：おはようございます。これより総務建設委員会を開きます。

議案第1号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
(武田消防本部警防課長 説明)

質疑なし 採 決 (可 決)

議案第3号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
(尾藤消防本部総務課長 説明)

質疑なし 採 決 (可 決)

議案第4号 有田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 (可 決)

議案第5号 有田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 (可 決)

議案第7号 有田市犯罪被害者等支援条例

(上田防災安全課長 説明)

- 上山委員長：説明は終わりました。次に質疑を認めます。ご質疑ありませんか。
- 岡田委員：窓口を設置と書かれていますが、市の窓口はどこになりますか。
- 上田防災安全課長：私共、防災安全課が市の窓口、犯罪被害者等が相談のため市役所を訪れるときは、防災安全課が窓口となって、その相談内容によって庁内の各部署に案内するとか、県をはじめ関係機関との調整にあたっていくという考えでございます。
- 岡田委員：見舞金の出す、出さないという判断基準はどこですか。
- 上田防災安全課長：見舞金の支給についてですが、これについては警察当局への被害届による被害の事実、いわゆる被害届の受理を判断基準にしたいと思えます。犯罪者の特定、いわゆる刑罰の有無を基準にいたしますと犯罪者が特定できない犯罪事案では対応できないというところがございますので、犯罪者には関係せず、被害を受けた市民の方を対象とした見舞金としたいと思えます。そのため私共ではわかる範囲が限られてきますので、本条例が可決された後には、この事業実施のために4月以降でございますが、有田湯浅警察署及び犯罪被害者の支援団体でございます紀の国被害者支援センターと当該事業についての協定を結ぶ調整を図っているところでございます。
- 福永委員：第9条の遺族見舞金というのは亡くなったときの見舞金だとわかります。傷害見舞金というのは一律10万円ということでもないように思いますが、ちょっとしたケガでも傷害に入るのですか。
- 上田防災安全課長：ここの犯罪行為の中で、傷害というところがございますが、私共が考えていますのは、重傷病というところがございますが、負傷または疾病であって、医師の診断により、診療の期間が1か月以上かつ入院3日以上を要するものというふうな考えを持ってございます。
- 中谷議長：ちなみに先程、県と国の定義を教えてもらって、よく理解できたのですが、有田市以外で和歌山県下の他市で、今回の条例案が出ているのか、もう可決されているところがあるのか、その辺りをわかる範囲でお願いします。
- 上田防災安全課長：和歌山県内におきましては、平成29年4月に上富田町が初めて本条例を制定したところでございます。それ以降、和歌山市をはじめ計8市町村が制定をしてございます。有田地方におきましては、湯浅町、有田川町が令和3年4月1日に本条例を施行してございます。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について

(山本経営企画課長 説明)

- 上山委員長：説明は終わりました。次に質疑を認めます。ご質疑ありませんか。
- 福永委員：この9ページの指定管理料はその状況によって、変わるというようなこと

を書かかれています。2億5,000万円が変わる可能性がかなりありますか。

- 山本経営企画課長：現在の時点での収支計画ですので、2億5,000万円と入れています。変更はございます。
- 福永委員：という事は、3億円になったり、4億円になったりする場合もあるということか。
- 嶋田部長：基本的には協会の方は黒字が出たからといって、例えばこの交付金を黒字だからということで下げて欲しいとか、そういうようなことの無いように、ある程度一定の期間については、この運営交付金は一定の額で考えて欲しいというふうに、先方は考えています。やはり民間的な経営をやっていただくという意味で、黒字が出たから減らされるということになると、やはりやる気の問題もありますので、ここは一定理解して、この運営交付金をどうするかということを考えて協議をしてきました。その中で今回、政策的な事業の部分を担当していただくということで、その額を計算したところ、今の段階で2億5,000万円位が妥当かなというふうなことで、振興協会の方も2億5,000万円ということで理解しています。これが基本になって、基準になって考えていきたいということで、基本がこういうことで、いろんな事情が生じてきた場合、例えばひとつ考えられるのはコロナのこととか、あるいは産科をどうしていくかという辺りもあると思うのです。その辺りはその時の状況によって協議をする必要があると思いますが、そういったことが無ければ基本的には、2億5,000万円当面は考えていきたいと、双方そういう形で考えているところでございます。全く変更しないということではないのですが、これが基本で特段の事情が無ければ、これでやっていきたいというふうに考えています。
- 福永委員：利益が思ったよりも出た場合、管理料を下げるということではなく、そのままその利益として残す。経営が成り立たないときは上げますと言っているのと一緒ではないか。
- 嶋田部長：逆に赤字が出たからと言って、普通にやっていて赤字が出たからといって、その分を交付金として出すというふうな考え方は無いです。それは利益が出て、出なくても原則的には2億5,000万円です。それは利益が出て、出なくても原則的には2億5,000万円です。それは利益が出て、出なくても原則的には2億5,000万円です。
- 福永委員：2億5,000万円です。これは20年間の間をこれでいくのかということ、最低でも10年間とか、その辺りの約束を貫っておかなければ、ちょっと経営状態が悪くなったからといって、また2億円追加という可能性もあるのではないか。
- 嶋田部長：特段の事情、考慮するような事情が無ければ、基本的にはこの額です。これは20年間の間をこれでいくのかということ、最低でも10年間とか、その辺りの約束を貫っておかなければ、ちょっと経営状態が悪くなったからといって、また2億円追加という可能性もあるのではないか。
- 嶋田部長：特段の事情、考慮するようないふうな事情が無ければ、基本的にはこの額です。これは20年間の間をこれでいくのかということ、最低でも10年間とか、その辺りの約束を貫っておかなければ、ちょっと経営状態が悪くなったからといって、また2億円追加という可能性もあるのではないか。
- 福永委員：その辺り、それでやってくれるということであれば、それに越したことは無いのですが、もう一つだけ聞かせて下さい。何年か前にも今の病院の体制で医師不足ということが大きく言われたことがありますが、有田市はほとんど和歌山県立医大から来ていると思います。今回管理するところと変な確執とい

えばおかしいですが、同じ系統の病院であればそれで済むことも、今居る医師が居ていてくれればいいのですが、何かの拍子で引き上げてしまうということにも成りかねないので、そのようになった場合に、この地域医療振興協会が医師の確保をしてくれるのですか。

○嶋田部長：振興協会は、この議会でお認めいただいたら直ぐに和医大の方とも協議をして、医師派遣の話をするというようなことは聞いております。それと、この計画書にも書いていますが、それで充足すればいいが、そうでない場合には医師の募集であるとか、自分のところからの医師の派遣であるとか、ということで調整しますので、医師不足ということでは今までみたいな心配をする必要もないというふうに考えています。

○福永委員：そのことを信用して、医師不足には絶対にならないようにして下さい。組織と組織なので、どのような話の具合で今来ている和医大、ほとんどの人が和歌山県立医科大学から来ていると思うのですが、何かあったとき、あってはならないことですが、引き揚げたときに直ぐに対応できるように十分に話し合っておいて下さい。

○岡田委員：公設民営化ということで、こちらからの持ち出しはしないという場合は、市民サービスの低下というような方向にも走りかねないと思うので、そういうところの心配はないのですか。

○嶋田部長：いわゆる不採算部門といいますか、そういうところに関しては一般会計から繰り出しという形で、繰り出してきたという経過がありますが、今回もこの交付金については、あくまで政策的な医療に対する部分ということで考えています。そういう意味では通常の診察に関しては、診療行為、医療行為に関しては基本的には協会の方で責任を持ってやってもらうということになります。住民サービスの部分で出来るだけ低下しないようにといたしますか、その部分については政策的な医療という考え方でやっていく、公立病院としてやっていく必要があるということであれば、その部分は運営交付金の中で考えていくことになると思います。先程申し上げましたように、2億5,000万円を基本に考えていきたいということですが、将来的に例えば10年先になって、いろんな社会情勢が、医療ニーズの変化が出てきた場合には、その際には、場合によっては見直しをする必要も出て来るという考え方で、原則的には2億5,000万円を考えていきたいということです。

○岡田委員：議員として今までみたいなチェック機能が働かなくなってくるのですが、市からの声というのは、どれくらい反映されるのか、連絡協議会はどれくらいの頻度で開かれるのですか。

○嶋田部長：この計画にも書いていますが、いろんな市民のニーズに応えるという意味で、いろんな声が出てきた場合には、それは市を通じて協会に話をして、協議しながらやっていくということになりますので、全く市民の声が届かないということは無いように、そこはしっかりとやっていきたいと思っています。

○岡田委員：民営化ということでシビアな経営をされると思うので、指定管理というのは、私はいいと思うのですが、その辺りのいろんなメリット、デメリットもあ

と思うので、よろしく願いしておきます。

○浜口委員：今、詳しく説明をしてきましたが、この地域医療振興協会というのは、良い話ばかりを持って来てくれると思うのです。悪い話だと乗らないから、良い話を持って来てくれます。聞いていると全国に25の病院を指定管理なり、直営なりで運営していることはわかりました。そして現在有田市立病院の方で働いている人で、いやという人は別ですが、協会が運営する中で医師であれ、看護師であれ、採用させてもらうということもわかりました。そして先程も言われたように、9ページに載っているように、少し経営が上手くいかない場合にはみて下さいというようなことを書いています。皆さん方は向こうから来た人の話を聞くだけであって、25か所の経営しているところに行って、現状はどうであるのかといった研究をされていますか。ただこの協会が良いよ、良いよというようなことで決めているのですか。実際に中身はどうであるのかというようなところまで、きちっと把握をされているのですか。というのはこれから後の事だから、今どうだ、こうだと言っても結果が出ていないから、2億5,000万円という金額を書いています。余計に要るのか、要らないのかは先のことだからわかりません。市立病院はもうどうしてもやっていきにくい、赤字が多いということで、過去に3つの病院を委員会で視察に行きました。ひとつは愛知県の5千世帯のところ、そこの町長は1軒の家に3万円位かかっても仕方がないと言って、1億5,000万円の赤字でいくという町でありました。九州の中間市へ行ったら、もう医師は無いから仕方がないと言って、公立病院が賽を投げていました。そして最近行ったところは三浦半島の三浦病院で、ここが全国で一番再生した公立病院というふうに聞きました。そして色々勉強してきて、当局の方にもこの方式でやってみてはどうかという提言もしましたが、提言も聞いたかどうか放ったままでありました。そういうことで今回、こういった形でやっていくということですが、私が皆さん方に一番心配するのは、自信を持って言えるのかということです。建物はこちらで建てましょう。有田市立病院の関係者の退職金を上積みして辞めてもらいますというようなことで、やっていくのですが、この団体はあくまでも向こうから人材を持ってくるといふよりか、こちらの方で集めて、足りない分を自分のところで、医師は沢山いる、看護学校もあるというような触れ込みであるのですが、その点どうか、上手くいくのか。20年間ですが先のことはわからないので、また遣り損なったというようなことが起こらないのか、その点自信を持って言えるのか、その時には、10年後には半分の人には退職されていると思います。私達も議員をしていないかもしれない。しかし先の心配をするので、その点皆さん方十分、聞くだけではなく、この協会が運営している病院の現実というものをよく見ているのですか。ただ総務省との関係があるので良いよ、良いよとお上に関係のあるところだからというような安心感だけで物事を進めているのか。どうもその点が心配であります。このようなことに悪い話は書かないと思います。いい話ばかりだと思います。ただ一つ言えるのは病床について、確かに急性期の一般病棟を58床から44床にするとか、また地域包括ケアの99床を40床にするが、

そのかわりに新たに回復期のリハビリを40床つくるということが、ひとつの大きな目玉になると思います。今は無いから、これが目玉だと思うし、ここに焦点を絞ったものだと思います。その点はどうだろうか、議事録をとり、ここで間違いないという言葉をおかないと、どうもこれは5年後、10年後に今の市立病院と同じように、こちらから繰り入れしなければならないような、支援をしなければならない形になれば、ひとつも意味が無いから、それだったら今のままにしておいたらいいことであり、その点どうですか。もう皆さん方に訊くしかないのです。私達は皆さん方の言うことを聴いて、判断するしかないのです。

○**上山委員長**：先程の質問にもあった、指定に至るまでに病院も視察したのかということも含めて、答弁を願います。

○**神保事務長**：地域医療振興協会が指定管理、あるいは直営で運営する施設、病院に関しては25の病院でおっしゃるとおりでございます。その中で視察というところですが、コロナ禍ということもあって、1か所だけ行っているというのが実情でございます。その病院も指定管理前は非常に厳しい経営状況で、医師も安定して確保ができないというところで、救急もかなり受け入れ率が低いなどということでありました。そこから指定管理に入って直ぐということはないですが、徐々に改善をされていって、救急の受け入れ件数も増えていっているというところでお伺いしています。後は協会との協議の中で、色々と教えていただいているところがございます。市立病院につきましては、委員もご存じのとおり、厳しい経営状況が続いておりました、私も議員の視察へ随行をさせていただいて、三浦市民病院へも行かせていただきました。その地域のいろいろな事情がございまして、非常に厳しい経営で存続すら危ぶまれている状況があったというところも聴いてきましたし、指定管理を導入して、さらに改善されたということも聴いてきてございます。その中で、有田市立病院で取り入れられるところは当然取り入れて、改善に向けてやってきましたが、やはり安定した医師の確保というのは、非常に大きいところがございます。数だけではなくて質であるとか、患者との信頼関係をどれだけ築いていけるかというところに、繋がっていけるかというところもあります。そういったところが今までは上手くいってなくて、今後を見据えての安定した医師確保というところが非常に厳しく、大学としても医局派遣は限られているというところで、今までも、平成25年度以降非常に厳しい医師確保の状況が続いているのが現状でございます。その当時から安定した経営や医師確保を目指して、地域医療振興協会とも協議をしながらずっと来ているのですが、やはり現状の状況で病院を経営するよりも、地域医療振興協会の25の病院の実績を踏まえて、職員数、医師派遣など、先程も医師確保の話がありましたが、やはり協会独自でも医師を確保するのは非常に難しいので、当然和歌山県で言えば、和歌山県立医科大学とも良好な関係を維持しつつ、そこからも派遣をしていただきながら、協会独自で採用したり、協会の医師を派遣していただいたり、そういうところで安定した医師確保と患者との信頼関係を構築していくということをやっと続けていっ

て、安定した経営や医師確保、それと地域医療の質も今以上に上げられるということをお私としては確信しております。

○**浜口委員**：十分な説明を受けたのですが、私とすれば、今まで有田圏域の中で、人口7万人ぐらいの中で有田市立病院があり、そして湯浅町には済生会病院があり、また有田川町には大きな西岡病院があり、そして有田市内には個人の桜ヶ丘病院があり、そしてまた有田市内に開業した開業医は今19あると思います。かなりの人、市立病院OBの人が開業しています。そういった境遇の中で、上手く経営していくのは神業かなと私は思っています。人口も減ってくるし、有田市立病院の外来患者というのは大体1日320、330人位の見当であり、それで大体65パーセントが有田市内の患者、35パーセントが有田郡などの外からの人で6対4に近い形であると思います。なかなかそのような中で、上手くいくのかという心配が多いので、それで先程も言われていましたが、最初から支援をしていかなければならないということで、額を決めておけば安心であります。今年はやっていきにくい、もう1億5,000万円を足して下さい。4億円にして欲しいというようなことにならないのですか。その辺が一番心配であります。というのは、今まで市の皆さん方に騙され続けたのですよ。済生会と医師の取り合いをするのに、大学病院は市立病院の方に重きを置いているような説明を受けていましたので、その通りかと思っておりましたが、有田市立病院の派遣の数が5人で、済生会は8人でした。それであれば済生会の方に重きを置いているということであり、説明と違うので心配をしているのです。それはこの地域医療振興協会は良いことばかりを書いています。間違いなしでやっていけるのかというような、私個人の疑いの気持ちが強いのです。今のままでは市立病院は大変だと思いますが、愛知県にあった町のように5,000世帯で、1世帯当たり3万円か4万円の赤字でも良いということで、有田市は10,000世帯あるから、3億円か4億円の赤字のお金を繰り入れていくのも、ひとつの方法だとの思いもします。やってみないと分からないことですが、これについて誰が一番中心になって、振興協会と対応されたのですか。

○**嶋田部長**：初動は病院が中心になって動いていましたが、昨年からは経営管理部もこれに深く関わって、経営管理部と病院、それから市民福祉部の方も関わって、この三者で今やっています。特に今中心に経営管理部で動かしております、こういうふうな説明も私の方でさせていただいております。

○**浜口委員**：数字を触ることはあっても、こういった特異的な病院、こういうものに対する経営の知識は素人だと思います。我々もそうで、素人です。このようなものは中々の人でなければ、病院運営というのはできないというのが通説であります。和歌山の日赤病院もそうであり、橋本のある方が乗り込んでこられて、和歌山日赤を浮上させたのです。成績は全国で和歌山日赤は2番であります。権限をもって、それぐらいにやらないと市の職員が事務長やあれやこれやと言っても、この技術者の中へ入ったら子ども扱いされます。なかなかやりにくいと思います。それをこの振興協会がやるというのだから、お手並みを拝見しないといけません。また同じような事が5年先、7年先に起こってこないかと

思います。このようなことは命がある間に分からないから、良いよ、良いよと言って、賛成だと言いやすいですよ。しかし、後々に大きな荷物を残してはいけないので言っているのです。嫌われることを言っているのです。少しは私も医師の世界と交流があるので、危ないこともしないとやっていけないと聞いたことがあります。道の真ん中を歩いている経営では、上手くやっていけない。少し危ないが道路の端を歩かなければならない。公立病院のあり方について、日高病院へも行って、そして何人にも会ってきました。そうするとやはり危ないことをしないとやっていけないが、私達は公立病院であるので、できないと言われていました。日高病院に25人の透析患者がいたが、今は5人に減ってしまっているとのことで、何故かというところ、他の透析をやっているところは、自家用車で透析患者の送迎をしているとのことでありました。しかし、それは違反であるらしいので、日高病院は公立病院であるからできないということで、そうすると患者は移っていくということでした。それぐらい危ないことをしないとやっていけないということでした。そのような病院の経営の中で、ここがやるということであるので、本当にやれるのかと驚いています。私もかなりあちらこちらの病院に行ってきましたが、やってくれるというのであるから、皆さん方を信用しなければ仕方がないと思います。私もはっきり言って迷っています。皆さん方は良いのです。議会で承認されたと言えればいいのですから。皆さん方には提案する権限があり、我々には議決する権限があるのです。そうすれば皆さん方は執行する権利があり、提出権と執行権を皆さん方は持っているのです。その中で我々が議決権を持っているから、上手くいかなかった場合には議会で承認をもらっているということが、行政の在り方であり、それだけに後になって、上手くいかなかったら、議会で承認をもらっています。議決をもらっていると言われて、その時の議員は誰だったのですか、だれだれですと言われる。軽く考えるか、深く考えるかのことなのです。それだけに腹を据えて、今後はこの振興協会としっかり対応され、そして現状をよく把握していただきたい。有田市の人口密度とか、そういった面を見ていけば、有田市には柔道整復師の数も多すぎるくらいあります。大体1か所に30名から40名の高齢者が通われているのです。そういった境遇の中で、人口が減って行く中で、上手くいくのかということにおいて、和歌山市からは外来患者は来ないと思います。大体有田郡からだと思いますが、そこには済生会が改修すると言って、積立てをしており、6年後か7年後には大きな建物を建てると言っています。そのような中へ、事情をよく知った中で良く来てくれたと、私は感心しています。かなり厳しいと思うのですが、優秀な人が対応していけるというのですから、我々ももうこれ以上は言えません。未知の部分なので、指定管理者の指定をこの後の議会で採決して、決まった後の話であるので、今ここでダメだとは言えないのですが、心配が多くて、100歳まで議員でいないといけないかもしれません。

○嶋田部長：今のご心配も、色々と病院に関わっていただいて、そういったことをおっしゃられるのも理解できるのですが、振興協会との話の中では、色々とこちら

からもデータの提供をやりまして、もちろん有田圏域の人口の動態であるとか、病院、診療所や介護施設のデータも渡して、色々と分析もしていただいております。その中で、新しい病院についてはこういう形が良いのではないかということで、今回提案をさせていただいているところです。病床数にしても、そこへ回復期リハビリテーション病棟というものも、これからの高齢化の中で必要になってくるであろうということで、そういう分析をした中での構想に基づいた計画になっているということをご理解いただきたいと思います。それと、医師確保の問題であるとかの不安要素は、もちろんあるわけですが、やはり協会が自前の医師を抱えていて、そこから派遣できるという強みが私共にはありませんので、ここの強みが大きいと思っています。それから看護師の養成であるとか、そういったことについても同じような事が言えるのかなと思っています。それから経営面では多くの実績があるという中で、全国組織ですので、スケールメリットという面が非常に大きいというふうに、私共も理解しております。収入面でのことだけではなくて、経費の面でも今の病院と比べれば、かなり抑えたような計画になっておりまして、これはスケールメリットを生かした経営をやってくれるといったことだと理解しております。そういったところで、今の有田市立病院を今後も今の形で維持していくことから、やはり抜本的な経営改革をやっていくということについては、今回の形の指定管理で振興協会に任せていくというのが、今考えられる中では一番いいのではないかという判断を、市長をはじめ、私どもがしているということで、各委員にもご理解いただけたらと思っております。議会で認められた後はという話もございましたが、当然我々は経営を委ねたとしても、やはりそれをきちっと見守って、市民の声をどういう形で反映させていくかという部分は、当然残していく必要がありますし、我々にもその責任が、今後の世代にも責任があるというふうに思っております。認められたらそれで終わりということではなく、引き続き病院の問題ということは、指定管理に任せたらそれで終わりということではなく、しっかり取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○岡田委員：振興協会をすごく信頼されているのかと思うのですが、先程も25あるうちで1か所しか聴き取りをされていないとか、振興協会と提携を結んだが途中で止めたというような情報が無いのかという感じもするのですが、この振興協会に決めた最初のきっかけと言いますか、繋がりを持たれた最初の理由は何ですか。

○神保事務長：地域医療振興協会との繋がりは、平成25年当時、25年、26年と内科の医師が1名になってしまったとき、危機的状況であったときに、地域医療振興協会は医師の派遣というところも担っていただいているところもあるので、そういうところも含めて県の紹介で、地域医療振興協会に行かせていただいて、有田市立病院の現状を、この地域の現状を訴えて、何とかすることができないかという相談をそれからずっとしていました。最初は指定管理の話も相談をさせていただいていたのですが、その当時からそういったことで繋がりがあって、ずっと市長も東京へ行くたびに事務所に寄って話をしてきました。そうして協

議をして、継続してお願いしてきた中で今回総務省が地域医療振興協会へ公立病院の医療提供体制確保支援事業という新施策の業務を地域医療振興協会に担っていただきたいということで、委託をするということになって、それも含めて支援を受けられないだろうかというところで協議をして参りました。

- 岡田委員：20年という長い契約をここと提携するに当たって、本当に間違いが無い、もっと大きな団体や有名な団体がある中で、選任でという話が出てきたので、その辺りを当局はもっと調査をする必要があるのではないのかと感ずるところです。
- 堀川委員：令和3年度に公立病院医療提供体制確保支援事業ということで、総務省の事業に全国で唯一有田市が採択されたということで、全国で唯一有田市と言えば素晴らしいことかと思うのですが、採択されたメリットは何ですか。今これを指定管理しようとしているところへ総務省がどのように関わっているのか、その辺りを聴きたい。
- 神保事務長：公立病院医療提供体制確保支援事業というのは、全国的に公立病院は赤字を抱えていて、7割以上が赤字経営をしている状況の中で、地域医療構想もある中で、どういった公立病院の経営をしていくか、安定して医師確保をして、継続して経営をしていけるかというところを何とか総務省としても、その部分を支援していこうということです。当然地域医療構想の中で病床を削減する地域、もちろん増やす地域もありますが、削減する地域については削減して経営が出来るのかというところで、総務省としてはやはり公立病院は支援していきたい、医師確保も支援していきたいという中で、私共としては25年当時から安定した経営であったり、医師確保であったりというところで、ずっと取り組んできていたもので、総務省事業は公募がかかった段階で直ぐ手を挙げて、総務省ともヒアリングをして、実情を訴えて、何とかこの地域の医療を守っていききたいという思いを全面的に出して訴えて採択をされました。他の4病院については、コンサルを派遣するようなところはあったのですが、専門的な支援は有田市だけで、経営改革支援の実実施計画であったり、指定管理者の受託の支援であったりというところまで踏み込んで、私共は望んだというところでは、それと新病院の建設も今後視野に入れていっているところも訴えて、そういったところへ効率的に地域医療を守っていくというところで、採択されたのかと思っております。
- 堀川委員：病院の経営については、今の状態では繰り出しが多いので、何とかしなければいけないということで、改革しなければならないということは分かります。改革する方法として、指定管理もあれば、民間に譲渡する方法もある。色々な方法が考えられると思うのですが、指定管理をするに至って、この協会ではなく、この辺りで病院を運営しているところへ民間委託する方法もある中で、この協会と繋がりがあったという話も聞いていますが、色々ある中でこの協会を選んだことに総務省が何か関わってくれたのかということをお聞きしました。
- 上山委員長：先程の質問にあった、メリットに関する答弁が無かったように思います。総務省が関わったことによって、何かプラス面、指定管理という中で、候補に

上がって総務省事業の中で有田市が採択されたという中で、総務省が関わったからプラスになるところは何かと訊かれていると思うので、その辺りの答弁をお願いします。

○**神保事務長**：支援というところで経営改革支援、この地域でこういう医療を提供したら良いという計画をたてて、それを実行していきなさいということ言われたところで、提案していただいたところで、それを実施していく力が今のままであるのかということも含めて協議をしてきました。それについて計画をたてて、執行していくためには指定管理、プロによる経営ということも含めて、安定した医師確保、経営ということも色々なことをする方が良いという提案もいただいて、振興協会には以前から繋がりがあったのと、その当時から全国的な医療法人で、指定管理を受けている法人にお願いに行くというようなことをしていました。25年、26年当時からは全国的に駆けずり回って、そういう話しをしてきましたが、人口減少をしている地域であり、医療事情を考えたこの圏域で、前向きに考えていただけたところすら無かったのが現状でございます。民間への譲渡などもあります、当然それも協議をしてきた中では、前向きに話しをしていただけたところは、無かったというところでございます。ただ地域医療振興協会とは繋がりのあった中で、新病院の建設も老朽化していることから、やっていかなければならないという話もしながら、それまでに繋がりがあったからこそ、現在に繋がっていったのかと考えています。

○**生駒委員**：先程、病院の視察に1か所だけ行ってきたということですが、その病院は何年位経過している病院ですか。

○**神保事務長**：令和元年度から指定管理を受けている病院です。

○**生駒委員**：令和元年ということですが、今何年ですか。

○**神保事務長**：令和3年度ですので、指定管理に入ってから3年目です。

○**生駒委員**：20年やろうとしている病院ですよ、2年や3年やった病院を視察しに行くと、これは良いシステムだといって取り入れるというような程度でいいのかと疑問に思います。今少し皆さんの話を聞かせていただいていると、何か地域医療振興協会の主導で進んでいるように思われて仕方がありません。先ほど部長の方からも2億5,000万円のお金の話もされていましたが、後で出ることは無いのかということにはしどろもどろのようで、きちっとした話が出来ていません。色々話を聞かせてもらっていると、有田市が主導を取ってやるようなことでもなく、部長の話を聞いていると、これから幾ら出て来るか分かりません。協議しながらになるというようなことが聞こえてくるのですが、そのようなことで、これは良いのですか。そのようなやり方でこのことを進めていっていいのですか。

○**嶋田部長**：先程の私の説明がしどろもどろということでしたので、もう一度だけ説明させていただきますと、政策的な医療分を2億5,000万円ということで収支計画を出してもらっています。これは、基本はこの額でいくということをやまず前提として申し上げておきたいと思います。ただ5年先、10年先に色々な今想定できないような事情が生じてきたときには、それはまた協議をしてという考え

方は持つておかないと上手くいかない部分が出て来るのかと思っています。あくまで基本は2億5,000万円と考えていきたいと思っています。それは赤字が出て、黒字であってもということでございます。それと実際に視察したところは1か所でございますが、全国で25病院のうち19が指定管理というような実績というのは、これは中々他にはないところだと思っています。また地域医療振興協会の経営の理念と言いますか、そういった公益性の高さでありますとか、そういったところも我々としては、信頼の出来るところという判断をしているところであります。今回は諸事業の中でも、こういう赤字で苦しんでいる、中小の病院のモデルケースにしたいというふうな、そういうことで取り組んでおるところでございます。

○**生駒委員**：先程もやってみないと分からないという話もありましたが、これはやってみないと分からないではいけないと思います。やってみてという訳にはいかない、いったん出てしまうと、後でもし失敗してしまうと、2回目はもう出来ないと思います。この病院のことについては、2回目はもうないので、真剣にやらなければなりません。自分達も全く同じですが、恐らく皆さんも手探りだと思っています。きちっと把握も出来ていないままで議論をしているので、このようなことで本当に大丈夫なのかということだと思います。私は大丈夫でないと思っているので、もう少しこのことは時間を置いた方が良いでしょうと思います。例えば先程、和医大との話も出ていましたが、和医大とはきちっと協議が済んでいるのですか。

○**神保事務長**：総務省事業に手を挙げる段階から和医大の理事長、副理事長を含め、各教授とも話しをして、採択される以前から、手を挙げる時点から、これは話を通しておこななければならないということでお願いに行っています。それと採択された時点でも、もう一度行っています。それと指定管理を具体的に進めていこうという段階でも和医大の学長、理事長、各教授、有田市へ派遣いただいている各教授にはお願いをして、指定管理の方向で進めていますが、そうなった場合についても医師派遣、これまで通りの医師派遣、今まで以上の協力をお願いしたいということで、ご理解はいただいていると思っています。

○**生駒委員**：その医大の話の中で、今までは上手くいかなかった。市の思うような医師も来てもらえなくて、上手くいかなかった。それで今度は、指定管理になれば上手くいくのですか。

○**神保事務長**：大学としてももろ手を上げて賛成ということは無いかもしれませんが、今まで通り派遣していただいたりするのに、医師にもメリットが無いと来ていただけないと思っています。そういったところで地域医療振興協会の研修機能は、手技を高めていく、質を上げていくというところもかなり力を入れており、医師に限らず、看護師などのスタッフに対する研修機能というところは充実させているということをお聞きしております。そういったところでも大学との良好な関係を築きながら、今の段階では指定管理者の指定の議決を得られていない中では、協会として和医大にお願いに行くということは出来ていませんが、議決をいただいた場合には、当然先に行きたいということをお聞きしております。

ます。

- 生駒委員**：先程もお話しされていましたが、総務省からこのような話があるのだが、どうですか。それであれば進めていってもいいというような安易な気持ちで進めていませんか。そのように感じて仕方がないのですが。
- 神保事務長**：何回も繰り返すことにはなりますが、25年、26年度のご存じのとおり危機的な状況から指定管理を含めた経営自体の見直し協議をする中で、先程も言いましたが、医療法人全てにおいて、前向きに検討してもらえるところは一つもありませんでした。その時に協会だけは、新病院の基本構想を策定していくとの中で少し前向きでありました。たまたま総務省事業が実施されるということがあり、それを協会が受けるという中で、ぜひ有田市が手を挙げていくのでということで、現在に至っているというところですが。私としてはこれを逃すと、そういうことは非常に難しいのではないかと考えています。
- 生駒委員**：私も医師との係わりはあまり多くは無いのですが、和医大出身の病院の部長先生のところへ診察に行った時に話しをすることがあります。今度有田市で指定管理をするらしいですねと言われたことがありました。このようなことは感覚のことですが、医師は変な話プライドが高いと言われていています。その方もちらっと言われていました。自治医大から出てきて、当初は協議をしていけるかもしれないが、最終的には難しいことになる可能性は十分にあるということでした。それぐらいプライドが高いように言われていました。違う病院から来て、あなたのところから派遣で来てくれますかと言われても、中々難しいことであると私は感じています。感じているだけで、確約できるようなことでもありませんが、ただそのような医師の生の声を聴くと、やはりそうであるのかと思うところもあります。あなた方当局側は話をしていれば、それでいいのかもしれないませんが、生の声を聴いてしまうと、やはりそういうことかなと思ってきます。本当にこの事業が上手くいくように願います。確かにこの事業が上手くいかないと大きな問題になり、上手くいかなければ終わりです。失敗すれば終わりです。それだけ上手くいくように願っています。19の病院全てが成功しているのかどうかは知りませんが、恐らく全部成功しているとは考えにくいと思います。我々議員も色々と、視察をしてきた中での経過を見ていくと、成功例もあれば、失敗例もあるわけです。19ある中で全部が成功しているとは、恐らく自分達も視察に行っていないので分からないのですが、そういう傾向があるように思われます。もう一度しっかりとやってもらわないと、私はこのままでは、はいということにはしがたいです。

(11：30～11：40 休憩)

- 上山委員長**：休憩前に引き続き委員会を再開します。
- 浜口委員**：一つだけ言っておきたいのですが、平成29年5月16日に神奈川県三浦市へ行きました。ここが平成17年、18年で不良債務が1億7,000万円、そして累積の欠損で17億6,000万円ということで、国が定めた財政健全化計画で20パー

セントを超えていたということで、再生を図ったということでした。ここに行って直ぐに質問しました。有田市の病院の状況を説明したところ、その院長兼理事長があっダメです、後は答えられませんと言いました。それぐらい有田市立病院の状況は悪くて再生できないと言われ、他所との比較でそれほど悪いのかと思いました。そのような病院でもこの地域医療振興協会が何とかしてやろうと熱意に燃えて、やってくれるということであるので、任さざるを得ないのかという気持ちがあります。その中で特に申し上げておきたいのは、市立病院にもチャンスがありました。透析患者を受け入れるというチャンスがありました。しかし有田市内のある病院から、私たちが困るので受け入れないで欲しいと言われて、透析患者の受け入れを断念しました。透析患者1人、週に3回の透析で700万円から800万円の収入に繋がると言われます。そのお金は国から支払われるから本人負担はありません。このように必ず医療収益に繋がることであるにもかかわらず、有田市立病院は状態が苦しくても、市内の病院からそういった声があったので、手を引いたというような経緯があります。美しい顔をして、他所とはバッティングしないでやっていきたい、良い顔をしてやりたいというのは、現在までの市立病院のあり方です。医は仁術で算術ではないと思っているかもしれませんが、実質は算術で、医師もお金は必要であると思われる。そういう改善をせずに今日まで来てしまって、上げ下げならないような形で毎年繰り入れをしなければならぬようになって、欠損金が37、38億円か、40億円あるのかな。そのような状態であるので、確かに今のこの病院を、責任を持って総合病院としてやってやろうというところは、私は他にないと思います。ここは中々太っ腹だと思います。これからは建物も建たなければなりません、そうしてやってもらうということで、経営状態が悪いと2億5,000万円の金額もその年に応じて増える可能性があるわけです。しかし、やってやろうということであり、和医大とも上手く連携を取ることであるから、その言葉をもう信用せざるを得ないと思います。事ここにおよんで、別のところと対比するとか、対比しないと、どうも見ているとかなり深いところまで話が進んでいるように思われる。そこでもう我々としても判断をせざるを得ないということで、後はここに居る若い人が、この場のことをきちっと頭に入れて、5年後、10年後にあの時どうであったのかということ、しっかりとインプットして取り組んでもらいたい。この場におられる中でも、来年の今頃の時期になると、定年退職される人もいます、退職したら、後の事は関係がないというような安易な気持ちは持って欲しくありません。その上でこのことについては、ここで皆さん方がどのような判断をされるのか、委員長の判断のもとで採決をすればどうですか。

○嶋田部長：今ご意見をいただき、その点については有難いと思います。今回地域医療振興協会とここに至るまで、先程来事務長の方からも説明があったように、いろんな経過があって、ここに至ったということでございます。指定管理といっても他の医療法人であるとかは、このような田舎の採算の合にくいところに、中々来てくれないという状況も当然あります。そのような中で来てくれた

ということと、しかも公益性の高い団体であるということ、我々も非常によく来てくれたものだと思っています。だからといって言いなりになるということではなく、今回色々な協議をしてお互いにデータのやり取りもした中で、基本構想も出来ましたし、今回参考資料として提出しております事業計画や収支計画についても、当方からも色々と意見を言った上で、先方がまとめ上げたというようなものであります。そういう意味でこの地域で末永く、長期に渡ってやってくれるというということも含めて、先方もその決意をしてくれていると思っています。そういう意味で指定管理期間を20年というふうな長い期間にしております。本来であれば指定管理の期間は、5年であるとか、そういったことが原則になりますが、そこは病院であるので長い目ということで、他の自治体でも10年というところもあります。そこを20年ということで、この20年責任をもってやってくれるという、先方の意気込みでもあります。当然その先も引き続き、我々としては地域医療ということを大事にしてくれる団体ということで、やっていただきたいというふうな気持ちも持っております。そういうことで今回、このチャンスを何とか皆さんにご理解をいただいて、抜本的な経営改革をやるにはこの方法が一番良いと考えております。そういうことでご理解をいただけたらと思っております。

○生駒委員：別に指定管理を否定はしていません。していませんが色々なこと、例えばアメリカのプロ野球がありますよね、あの契約の時にはもっときめ細かい契約をしていくと思います。このような時にはこうして、このような時にはこうする。そして、このような時にはこうだというように、ずっと決めていくと思います。そういうことは何時するのですか。

○嶋田部長：今はまだ、お認めいただけていない段階なので、細かいところのいわゆる協定についてはこれからの作業になりますが、基本的なすり合わせと言いますか、ここはある程度できているつもりです。その上でお認めいただいた後に、来年の4月から指定管理が始まりますので、それまでの間にきちとした協定を結んで、これも議会へ説明の出来るような形にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○生駒委員：その辺りは自分たちもまた、後から聴くのですが、そのような時に聴いたとしても仕方がないと思います。このことが通ってしまった後に細かい話を聞いても、もう決まってしまった話になると思います。その辺りはしっかりと真剣にやっていかないと、先程も言いましたが、今のところどうなるかは分からない状況です。議員にとっては状況判断のようなものですが、そのような状態でも、先方とも折衝しているあなた方はもっと分かっているはず。我々は全然分かりませんから、あなた方は信用していると言っても、本当に信用しているものなのかということもあります。その辺りの何と言いますか、もう少し議会の方へもきめ細やかに説明しながら進めていってもらいたい。全てこのようなやり方で、有和中学校の時も一緒に、あそこの土地、あそこへ建設することを認めて下さいということで、賛成してしまうとそのまま進んで行ってしまいます。これも一緒です。ここでこのことを認めてしまうとそのまま進んで

しまいます。一番大事なところであるから、我々も真剣に心配なところを訊いているのです。私も不安なので、恐らく不安だと思いますし、全然あなた方を信用して、任せるといふところまではいかないと思います。それでも進んで行くのです。そこでもう少し何と言いますか、一般質問でもありましたが、資料の提出についてもやっと出てきたようなことであり、まだ出ていないところがあるということでもあるし、この中にも市民の皆さんの意見もいっぱいありますよね。この中を読んでみても、こうします、ああしますということで、決め事で行っているように感じられ、こういうことをやっている、議会で訊いてもあまり意味が無いように思います。これはすり合わせみたいなので、あなた方にかかっているようなものなので、その辺りのことだけは、これが通ったら、しっかりとすり合わせをしていただかないと、大変なことになってくる可能性もあるように思います。やってみたらダメになる可能性も大きいことであるから、細かいところまできちっと詰めて話しをやってもらいたいと思います。

○堀川委員：この議案の参考資料の最後に指定管理者との協定書の締結とありますが、この協定書というものはもう出来ていますか。協定書は出来ていないのですか、または案の状態なのですか。

○嶋田部長：先程も少し申し上げましたが、これは指定管理を議会でお認めいただいた後に協議をして、来年の指定管理までの間に協定を結びたいというふうに考えています。そういう意味では認めていただいて、それからがある意味スタートというように思っておりますので、またその点については議会の皆さんとも相談しながら、やっていくことも多いと思いますので、ご協力いただけたらと思っております。

○堀川委員：そういうことですが、この協定書の案というものはもう出来ているのですか。

○嶋田部長：まだ具体的に案という形では出来ておりません。ただ基本的にはこういうことを決めていかなければならないというようなことは、ある程度すり合わせと言いますか、協議の中でも確認はしているところがございます。

○堀川委員：出来た時には早急に説明を願います。

(11:58~12:03 休憩)

○上山委員長：休憩前に引き続き委員会を再開します。

○生駒委員：先程、協定書の案ということが出ていましたが、案はあるのですか。

○嶋田部長：案は無いということを先程説明させていただきました。基本的なことのすり合わせということはやっていますが、案としては出来ておりません。基本的なところと言いますのは、例えば指定管理の期間が20年であるとか、修繕の費用の区分であるとか、あらかじめやって欲しいということを提示しておりますので、その部分については、ある程度確認できているところで、案としてはまだ出来ておりません。

○生駒委員：全てそうであって、この委員会の中で可決された後で案が出て来ることになるのです。決めた後で全て進められてしまって、そのことを、このようなことをしたいということが前もって分かりません。今協議していることもそうで、その前に協議することができていません。その辺りのことについては、当局と議会は両輪の如くとも言われているのに、片側だけで進んでいるように思われて仕方ありません。だから案でも、考え方があるのであれば出しておいで欲しいし、それを見て、こういうことで進んでいくのかということがわかれば、これであれば信用できるということの判断が出来るように思います。この策定委員会議事録の中に、第2回目から事務方が来て説明をしていることが書かれています。読んでみると、先方が説明している内容が、さももう決定したような文言で書かれているように思われます。その辺りがどうも信用しないということではありませんが、何か議会が後回しになっているように思われて仕方ありません。案が無いのであれば仕方ありません。

○上山委員長：先程もありましたが、今回指定管理を決めて協定書を協議するという点について、どうなっているのかということだと思のですが、その形というのは、最初に説明を受けた参考資料の内容がベースとなって、後から細かい内容が協定書として協議されていくということではないのですか。その辺りを詳しく説明して下さい。

○嶋田部長：今回、地域医療振興協会からこの事業計画や収支計画を出してもらおうということは、最終当方も実際にどのようなことをやってくれるのかということを出していただいて、それを本当に実施してもらえるのかというところを評価するというような、選考委員会というものを開催しました。その際に提出していただいたのが、先程皆さんに説明した事業計画や収支計画になります。それでその前に指定管理にあたって、このような仕様でやって欲しいという仕様書を当方で作りまして先方に提示して、その仕様に基づいて地域医療振興協会がこういう事業計画でやります、こういう収支計画でやりますと出してきたものであり、そういう意味では勿論その間にはいろんなやり取りがあって、このような形になっているのですが、ここで書かれていることが基本的には今後、振興協会が指定管理を受けた後にやっていくべきことで、当然履行してもらわなければならないことだと思います。ここに書かれていることの中の大事な部分とか、あるいはここに書かれていないことでも、当然決めていかなければならないことが出てきますので、それは協定という形でこれから作っていくという考え方でいきたいと思っています。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第23号 工事請負契約について
(御前総務課長 説明)

○上山委員長：説明は終わりました。次に質疑を認めます。ご質疑ありませんか。

- 岡田委員：以前にもこの話は出ていたと思いますが、低入札で調査に入られたということで、期間的にどのくらいの期間で調査されたのですか。
- 御前総務課長：こちらの方につきましては、2月の16日に入札がありまして、その後調査を経て、聞き取り調査につきましては3月1日で調査を完了しております。翌3月2日に仮契約を締結しているところでございます。
- 堀川委員：2月の16日に4社が入札したわけですね。その中で浅川組が4社の中で一番近かったのですか。低入札だから調査をして、ここと仮契約をしたということですが、当市の予定価格というのが高すぎるのではないですか。業者が低入札に全部になってしまうということは、これだけの金額でやれるという判断で業者は入札してきます。ということは、当市の設計価格は業者が思っているより高いということですか。その辺りどうですか。
- 上山委員長：応札の内容説明をお願いします。
- 御前総務課長：まず予定価格は公表しております。調査基準価格というのがこの場合は6億9,979万1,000円ということで、これより安いと調査の対象にしますというところも公告をしております。最低の消費税抜きで5億7,476万2,000円が失格額で、これより安い価格ですと失格になりますということも公告の方をしております。4社中1社がこの失格基準額、一番下の価格で応札がありました。その他の業者につきましては調査基準価格、真ん中の価格での応札というところもありましたし、まだそれよりも高い価格での応札というところもありましたので、全てが最低基準価格になっているということではございません。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第24号 工事請負契約について

(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 (可 決)

令和3年

請願第2号 インボイス導入に伴うシルバー人材センターへの支援に関する請願書

○上山委員長：このことについて、何かご意見ありませんか。

○出席委員：異議なし。

審査終了 採 決 (採 択)

○上山委員長：請願は意見書の提出を求めるものであり、意見書案の内容について、ご意見ありませんか。無いようですので、意見書案の内容にご異議ありませんか。

○出席委員：異議なし。

(議会最終日に意見書案を提出)

請願第1号 所得税法56条の廃止を求める請願書

- 上山委員長：このことについて、何かご意見ありませんか。
- 岡田委員：請願の趣旨の中に女性に対する差別であり、日本の女性の地位の向上を妨げているという重いところがあります。本当にそのような内容になっているのかどうか確認をしたいのですが。
- 上山委員長：所得税法56条の質問ですが、議員を含め誰か分かりますか。
- 岡田委員：そうすれば自身の感覚で採決ということになるのですか。
- 上山委員長：皆さんからのご意見をお聴きしたいと思いますが。
- 福永委員：この請願について、当局は退席しても良いのではないですか。ただ関係のあるところということで、喜多参事だけ残っていただいたらどうですか。
- 上山委員長：当局の方は退席していただいて、税務課の喜多参事から、このことについての説明を願えたらと思います。このようなことを訊くのもあれですが、この意見書の中身といいますか、所得税法56条を廃止するということについて、何かご意見といいますか、内容について教えていただければと思います。

(喜多参事 説明)

- 上山委員長：有難うございます。女性がという部分でいいますと、この56条に全く関係ないということですね。
- 岡田委員：そういうことになっているのであれば、意見書を出す必要があるのかなと思いましたが、普通に皆がルールに乗っ取ってやれることであるのならば、改めて意見書を提出する必要もないようにも思います。
- 福永委員：実際には差支えの無いということで、青色でやりたい場合はやったらいいということですね。
- 上山委員長：実際に私が聞いた話では、青色に出来ていないのが現状であるとのことです。有田の地域でも、農家の方や個人事業者などは白色が多いから、世帯主だけに所得があがって、先程もありましたが専従者と違って、控除の額でいいますと、保険で奥さんが怪我をした場合に、控除額の分しか認められないというような意味合いがあるとの説明を聞いたのですが、皆さんの方でこれをどうするのか考えていただきたいと思います。
- 生駒委員：改めて意見書を出す必要はないと思いますが。
- 上山委員長：この請願書について、採択することにご異議ありませんか。
- 出席委員：異議あり。
- 上山委員長：ご異議がありますので、原案に賛成の方の挙手により採決いたします。

審査終了 採 決 (挙手少数により、不採決)

○上山委員長：以上で当委員会に付託されました議案の審査等は、全て終了いたしました。

他にないでしょうか。

なければ、以上で総務建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前12時27分 閉会